

令和4年4月25日

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付

弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の公募について

国（内閣官房、消防庁）、都道府県、市区町村の共同による弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施することについて、以下の公募を実施していますのでお知らせします。

1. 概要

都道府県に対して、国（内閣官房、消防庁）、都道府県、市区町村の共同による弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施について公募を実施（別添）

2. 公募を実施した背景

国と地方公共団体との共同による弾道ミサイルを想定した住民避難訓練については、平成30年6月以降、当面見合わせをしていたところ。

そうした中、本年に入り北朝鮮から弾道ミサイル等が高い頻度で発射されており、3月24日には次元の異なる深刻な脅威である新型の大陸間弾道ミサイル（ICBM）級の弾道ミサイルと考えられるものが我が国の排他的経済水域（EEZ）内に落下し、これまでの事例のうち最も我が国に近い落下のうちのひとつであったことなどを受け、早期に国と地方公共団体との共同による弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を再開する必要があると考えているもの。

3. 訓練の主催者（予定）

内閣官房、消防庁、都道府県及び市区町村

問い合わせ先

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付

内閣参事官 東 高士

内閣事務官 永作 卓士

TEL 03-3581-3464

[契印・公印省略]

消防国第 83 号
消防運第 26 号
令和 4 年 4 月 25 日

各都道府県防災・国民保護担当部局長 殿

消防庁国民保護・防災部国民保護室長
国民保護運用室長
(公印省略)

弾道ミサイルを想定した国と地方公共団体が共同で実施する
住民避難訓練の再開等について

平素から、国民保護行政の推進に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、内閣官房から別添「弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の再開等について」
のとおり通知がありました。

今年に入り、北朝鮮から弾道ミサイル等が高い頻度で発射されております。特に、3
月 24 日に発射された新型の大陸間弾道ミサイル（ICBM）級の弾道ミサイルと考えら
れるものが我が国の排他的経済水域（EEZ）内に落下しましたが、本事案はこれまでの
の事例のうち最も我が国に近い落下のひとつでありました。今般の ICBM 級弾道ミサ
イルの発射は、これまでの一連の発射とは次元の異なる深刻な脅威であります。このよ
うな状況等を踏まえ、国として、早期に、国と地方公共団体の共同訓練として、弾道ミ
サイルを想定した住民避難訓練を再開する必要があると考えております。

つきましては、下記 1 のとおり、弾道ミサイルを想定した国（内閣官房、消防庁）、都
道府県及び市区町村の共同による住民避難訓練の実施についての実施意向を把握したい
ので、積極的に実施をご検討いただいた上、ご回答をお願いします。

また、弾道ミサイルに対処する場合には、市区町村においても適切に初動対処を行っ
ていただく必要があります。今般、「弾道ミサイルを想定した市区町村の初動対処マニュアル
作成の手引き（令和 4 年 4 月 内閣官房・消防庁）」を取りまとめたところです。

貴都道府県におかれましては、下記 2 のとおり、当該手引きの活用による市区町村に
おける必要な取組みを促していただくとともに、貴都道府県及び市区町村における住民
の理解の促進に取り組まれるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言と
して発出するものであることを申し添えます。

記

1 弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施意向調査

(1) 調査対象

都道府県

(2) 調査内容

令和4年度に、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を国との共同訓練で実施する意向の有無。

※実施を希望する団体が多数の場合、希望に添えない場合がある旨、御承知おきください。

(3) 回答方法

市区町村の意向を確認し、別紙「訓練実施意向調査表」中の説明に従い回答してください。

(4) 回答期限等

令和4年5月23日（月）17時までに篠原（t3.shinohara@soumu.go.jp）宛て、電子データにて提出してください。

(5) その他

本訓練においては、当日の訓練実施のみならず、訓練の企画から評価・講評に至るまで、内閣官房と消防庁が連携して、訓練を実施する都道府県、市区町村への支援を行なうこととしております。

2 弾道ミサイルを想定して取り組むべき事項

(1) 「弾道ミサイルを想定した市区町村の初動対処マニュアル作成の手引き（令和4年4月）」の活用

国（内閣官房・消防庁）において、新たに「弾道ミサイルを想定した市区町村の初動対処マニュアル作成の手引き（令和4年4月）」を作成しました。市区町村の初動対処マニュアルの作成や既存のマニュアルの改訂等に役立てていただくとともに、弾道ミサイルを想定した訓練の実施等にも活用していただくよう、お願いします。

(2) 住民の理解の促進等

弾道ミサイル落下時の行動や避難施設の所在地等（※）について、住民の理解の促進のため、各地方公共団体においてホームページ、広報誌、SNS など、幅広い広報を実施していただくよう、お願いします。

また、上記の国との共同訓練以外にも、貴都道府県及び市区町村において、住民避難訓練を積極的に実施していただきますよう、お願いします。

※内閣官房国民保護ポータルサイト (<https://www.kokuminhogo.go.jp/>) に資料を掲載しております。

【連絡先】

消防庁国民保護・防災部防災課国民保護運用室
担当 伊藤、島田、古畑、篠原
TEL : 03-5253-7551

消防庁国民保護運用室長 殿

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付

内閣参事官 東 高士

内閣参事官 吉浜 隆雄

内閣参事官 山下 雄史

（公印省略）

弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の再開等について

弾道ミサイルを想定した住民避難訓練については、平成 30 年の米朝首脳会談の成果の上に立って、北朝鮮に対して国連安保理決議の完全な履行を求めていくことが重要であるとの認識の下、諸情勢を総合的に勘案し、平成 30 年 6 月以降、国と地方公共団体とが共同で実施する訓練について、当面見合わせる事としておりました。

そのような中、本年に入り、北朝鮮から弾道ミサイル等が高い頻度で発射されており、3 月 24 日には次元の異なる深刻な脅威である新型の大陸間弾道ミサイル（ICBM）級の弾道ミサイルと考えられるものが我が国の排他的経済水域（EEZ）内に落下し、これまでの事例のうち最も我が国に近い落下のうちのひとつであったことなどを受け、早期に、地方公共団体と共同した弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を再開する必要があると考えています。

また、弾道ミサイルに対処する場合には、市区町村においても適切に初動対処を行っていただく必要があり、今般、「弾道ミサイルを想定した市区町村の初動対処マニュアル作成の手引き（令和 4 年 4 月 内閣官房・消防庁）」を取りまとめたところです。

つきましては、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施する必要性や、市区町村の初動対処の重要性について、地方公共団体に対してご周知をお願いするとともに、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練、さらには、市区町村の初動対処についての訓練を組み合わせた訓練の国（内閣官房、消防庁）、都道府県及び市区町村の共同による実施について、地方公共団体に対してご依頼をお願いします。

なお、弾道ミサイル落下時の行動や避難施設の所在地等については、住民の理解が進むよう、地方公共団体に対して周知いただいているところですが、引き続き、住民に対する一層の周知が図られるよう、地方公共団体へのご対応をお願いします。

弾道ミサイルを想定した住民避難訓練（参考資料）

住民等が、Jアラートの情報をもとにした防災行政無線等によるミサイル発射に関する情報伝達を受け、緊急一時避難施設を始めとする屋内、地下等への避難を実施。屋内や地下等への避難が間に合わない場合は、その場で身を守る措置等を実施。

【過去に実施した訓練想定（例）】

〈訓練想定〉 X国から弾道ミサイルが発射され、我が国に落下する可能性があることが判明。

（訓練開始）

- 防災行政無線等により「ミサイル発射情報」、「屋内避難の呼びかけ」を住民に伝達
- この伝達を受けた住民が避難等を開始し、速やかに完了

避難行動例



公民館への避難



地下施設への避難



塀に身を寄せて、頭部を守る



ベンチの下に身を隠す

- 防災行政無線等により「落下場所等についての情報」を住民に伝達

（訓練終了）

弾道ミサイル落下時の行動や国民保護訓練については、内閣官房国民保護ポータルサイトに掲載しています。

内閣官房 国民保護ポータルサイト
Cabinet Secretariat Civil Protection Portal Site

<https://www.kokuminhogo.go.jp/>